⑵　年金たる補償等の支給に係る承認

各実施機関が年金たる補償又は特別給付金の支給決定を行う場合には、人事院において承認手続を通じて災害の内容や補償額などを確認している。平成28年度の承認件数を補償等の種類別にみると、表５－３のとおりである。

表5-3　平成28年度における年金たる補償等の支給に係る承認件数

（単位：件）

補償等の種類	承認件数計	公務災害	通勤災害
傷病補償年金	4	3	1
障害補償年金	1	0	1
遺族補償年金	4	3	1
傷病特別給付金（年金）	3	2	1
障害特別給付金（年金）	1	0	1
遺族特別給付金（年金）	2	1	1

⑶　民間企業の法定外給付調査

毎年人事院が実施している「民間企業の勤務条件制度等調査」の中で、労働者災害補償保険法による給付以外に個々の企業が独自の給付を行ういわゆる法定外給付に関する調査を行っている。

平成27年の調査結果をみると、業務災害による死亡について60.1％、通勤災害による死亡について54.2％の企業が法定外給付を行っている。

第８節　監査

人事院は、職員の給与、健康安全及び公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の適正な実施等を確保するため、給与簿監査、健康安全管理状況監査及び災害補償実施状況監査を実施している。

１　給与簿監査

職員の給与が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、給与簿の検査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の指示その他必要な指導を行う給与簿監査を毎年実施している。

平成28年度は、平成17年改正給与法に基づく俸給制度の適用状況、諸手当の認定、平成26年改正給与法に基づく給与制度の総合的見直しによる改正事項等に重点を置いて531機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

２　健康安全管理状況監査

職員の保健及び安全保持が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の指示その他必要な指導を行う健康安全管理状況監査を毎年実施している。

平成28年度は、有害物質を取り扱う業務、設備等を多く保有する機関等を中心に、56機関を対象として実施した。

監査の結果、重大な健康障害や災害に直結するような違反等は認められなかったものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

３　災害補償実施状況監査

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び福祉事業が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、その実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の指示その他必要な指導を行う災害補償実施状況監査を毎年実施している。

平成28年度は、平成26年４月１日以降に行われた公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業の実施状況を中心に、20機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

第９節　服務及び懲戒

国公法第96条第１項は、服務の根本基準として、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの職員に対する服務上の制限を課している。また、服務規律保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

これを受けて、任命権者においては、職員に服務義務違反が生じた場合に、速やかにその事実関係を十分把握した上で懲戒処分を行うなど厳正に対処することが求められる。また、人事院においても各府省等に対し、従来より種々の機会を通じて、服務規律の保持と再発防止策の実施について徹底を図っている。

１　服務

職員の服務に関する事項のうち、政治的行為の制限、私企業からの隔離等については人事院が直接所掌している。これらの事項については、制度の周知徹底や適正な運用の確保を図るため、平成28年度においても、各府省等に対し、担当者会議や日常の具体的事例に関する照会回答等の機会を通じて、適切な処理についての指導を行った。

また、服務制度全般の趣旨を徹底させるため、本府省、地方支分部局等の人事担当者を対象に服務及び懲戒制度の説明会を実施しており、平成28年度においては、人事院の本院（参加者108人）及び全国９か所（参加者480人）で開催し、制度の周知徹底を図った。

なお、平成28年４月14日以降に相次いで発生した平成28年熊本地震による職員の現住居の滅失等の被害の状況を考慮し、指令14－１（平成28年熊本地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）を発出し、同年４月19日より被災した職員が住居の復旧作業に従事し、又は一時的に避難している場合等で、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内において、勤務しないことを承認することができるよう臨時的な措置を講じた（同年８月19日付で廃止）。

２　懲戒

⑴　懲戒制度の概要、懲戒処分に関する指導等

各府省等の任命権者は、職員が、①国公法若しくは倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、当該職員に対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができることとされている（国公法第82条第１項）。その具体的手続は、国公法及び規則12－０（職員の懲戒）に定められている。

任命権者が懲戒処分を行うときは、職員に処分説明書を交付することとされている。人事院は各府省等からその写しの提出を受けて、毎年の懲戒処分の状況を把握・公表するとともに、必要に応じ各府省等に対し指導・助言を行うなど、懲戒制度の厳正な運用について徹底を図っている。

なお、「懲戒処分の指針」について、近年、サイバー攻撃の脅威が増大するなどして、従来以上に厳重な情報管理・保全が求められる状況にあること、また、危険ドラッグ等の薬物に対する防止対策の重要性が高まっていることなどの社会情勢の変化等を踏まえ、所要の見直しを行い、平成28年９月30日に同指針の改正通知を各府省等に発出した。

【改正の概要】

１　秘密漏えいに係る標準例の追加

・　職務上知ることのできた秘密を自己の不正な利益を図る目的で漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員…免職

・　具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員…停職、減給又は戒告

２　薬物における危険ドラッグ等の標準例の明確化

・　麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員…免職